

◆ 2014年5月13日 ◆

特殊業務手当と給料の調整額を同列に論ずるな

4月25日の教育長交渉で提案された「給料の調整額」の削減と「特殊業務手当」増額に関し、5月13日教育次長との団体交渉を行い、高教組からは木藤委員長以下7名が参加しました。冒頭、「給料の調整額反対、すべての教職員の賃上げを求める署名」1,032筆を提出。そのあと県教委の具体案(別紙・裏面)について教育次長からの説明があり、交渉に入りました。

高教組 部活動手当等の引き上げについては要求の実現であり、異存はない。やり方として、部活で「頑張っている」教職員に手当を増額し、その財源を障害児学校で困難な子ども達を抱え「頑張っている」教職員の給与を減額して充てるというやり方は正しいのか。やってはならないことではないか。

県教委 文科省通知では、今回、特殊業務手当と給料の調整額見直しをずらしている。バーター的ではあるが、特殊業務手当のほうが額は大きくなる。給料の調整額については段階的になくしていこうという考えもある。国のやり方に従ってやるしかない。

高教組 文科省の通知では「既存の予算の範囲内で対応」となっているがこの意味はどういうことか。新たな予算措置はないととれるがどうか。

県教委 通年で特殊業務手当増額で1億5,000万円必要給料の調整額削減で1億3,900万円、その差額は予算措置することになる。

高教組 今後、部活指導手当等を4年間で倍増する計

画となっているが、新たな予算措置がなくて可能なのか…

県教委 倍増が実現するかは別として、文科省も検討段階としている。今後については、何らかの動きや見直しが出てきたところで、その都度協議していく。

高教組 「給料の調整額」と「特殊勤務手当」は性格が違う。給料の調整額は給与であり、創設のいきさつや現状から簡単には引き下げられない性格のもの、撤回すべきだ。

県教委 今回は提案について意見を聞くということが主旨、教育長に伝え今後何らかの回答をする。

高教組 特別支援学校の困難さについて、認識しているのか。これまで調整額は削減され続けてきた。前回は11年1月に調整数が削減されたばかり、その上また削減など受け入れられない。障害児教育軽視につながる。

県教委 高校にも障害者を受け入れるようになってきている。特別な配慮が必要な生徒もいる。障害児学校的な対応が迫られる場面もある。その点も考慮し調整額を削減しようという国の考え方、動きが出ている。

高教組 今回の提案では4時間以上というくくりで600円の増額となるが、一日勤務では現状3,200円が3,000円とされ、200円の減額になる。

県教委 確かに減額であるが、今後倍増する計画としており、そこで吸収される額だと考え、ここでは国準

拠としたい。

高教組 特別支援学校では、吸引など医療ケアも行う、看護師のような仕事もする。調整額の削減はありえないこと。静岡県の障害児学校の予算は全国最低レベル、講師比率も高い、それらの改善策をほったらかしにして、給料をさげることは真っ先にやるなど許されない。

県教委 講師比率や障害児学校予算の増額については努力している。国の見直しに従わざるを得ない。

高教組 全国的にはつかんでいないが、少なくとも中部圏では、この提案は出されていない。なぜ先駆けてやるのか。

県教委 その情報は持っていないが、全国的に動きがなければ本県だけ実施するということはないかもしれないが、今後注視していく。年度途中からの実施はやるべきでないということか。

高教組 特殊業務手当の増額は急ぐべきだが、バーター的なこのやり方は反対である。撤回すべきだ…

県教委 意見として受け止める。教育長にも伝え、次回交渉で何らかの回答をしたい。

国準拠、通知に従ってやるしかないとの姿勢に終始。これを許せば給料の調整額では済まない全教職員への減額提案が出てくるのは必定。撤回するよう求めていきます。次回交渉は21日(水)の予定、署名をもっている分会は至急提出してください。